

青森県報

第三千九百十三号

平成二十六年
十月二十七日
(月曜日)

目次

告 示

廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	(環境保全課)	一
救急病院の設置	(医療業務課)	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉保険課)	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	(同)	二
身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	二
公 告		
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(商工政策課)	二
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
都市計画事業の変更認可	(都市計画課)	三

告 示

青森県告示第七百五十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（管理型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号	三戸郡五戸町大字倉石石沢字山辺沢一〇の七の一部

青森県告示第七百五十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳴海病院	弘前市大字品川町一九	平成二十九年十月二十六日

青森県告示第七百五十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サービス事業者 の種別		指 定 年月日
		居宅サービス の種類	事業 所	
株式会社 優株	十和田市元町西三丁目一〇の一	通所介護	居宅サービス事業を行う所	平成二六・一〇・一〇
セイター こつゆう デイサービスセンター	上北郡東北町字外姥沢前平六	通所介護	居宅サービス事業を行う所	平成二六・一〇・一〇

青森県告示第七百六十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 優株	氏名又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防 サービスの 種類	介護予防サ ービス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
二の二	十和田市元町西 三丁目一〇の一	通所介護	介護予防サ ービス	名 称 デイスター スセンター こうゆう	平成 二六・〇・一〇
				所 在 地 上北郡東北町字 外姥沢前平六六 の一	

青森県告示第七百六十一号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 する 病 院 等	診 療 科 目	指 定 年 月 日
佐々木 淳	つがる西北五 広域連合つが る総合病院	泌尿器科（じん臓機 能障害）	平成 二六・二・一
	所 在 地		
	五所川原市字岩 木町一二の三		

青森県告示第七百六十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次

の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷平七二の一四 大野 富士雄 下北郡風間浦村大字蛇浦字蛇浦一三三 渡谷 義和	蛇浦区域 蛇浦漁業協同 組合の地区	総トン数十トン 未満の漁船によ り行う漁業であ つて、主として んこう刺網漁業

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）トリアル八戸糠塚店
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社トリアルカンパニー
- 三 福岡県福岡市東区多の津一丁目二の二
代表取締役 永田久男
- 三 意見の概要

四 県の意見なし
意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

平成二十六年十月二十七日から同年十一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ツルハドラッグ五所川原本町店

五所川原市字本町二五の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十六年十月二十七日から同年十一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

むつM&Dモール

むつ市中央二丁目六〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四

代表取締役 濱崎正明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

平成二十六年十月二十七日から同年十一月二十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

都市計画事業の変更認可

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）の変更認可について、平成二十六年九月二十四日東北

地方整備局告示第百三十七号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年十月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

弘前広域都市計画、黒石都市計画、浪岡都市計画及び板柳都市計画下水道事業岩木川流域下水道（岩木川処理区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所の所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

変更無し

2 使用の部分

変更無し

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭